

適格消費者団体・特定適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
理事長 西島 秀向 様

回答書

2025 年 7 月 29 日

平素より格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。
株式会社ライズの澤田龍享でございます。

このたびは、2025 年 7 月 2 日付でご送付いただきました「再々申入及び要請書」につきまして、下記の通り当社の見解を申し上げます。

第 1 再々申し入れ事項について

当社では、「パーソナルトレーニング」をお客様一人ひとりの目標や現状に応じて個別に設計されたトレーニングであると定義しております。

この定義に基づき、当社が提供している「1 対 2 のトレーニング」も、お客様ごとに個別のトレーニングプランを策定し、トレーナーが常時直接指導を行っている点において、当社の定義する「パーソナルトレーニング」の要件を満たしていると判断しております。

当社のウェブサイトにおける「パーソナルトレーニング」の表示は、上記の定義に基づいたものであり、サービスの実態と相違のない内容であると考えております。

したがって、現行の表示内容において十分にサービスの性質が明確に説明されており、景品表示法における「優良誤認表示」には該当しないとの認識です。

また、「1 対 2」の運用形態であっても、1 セッション中において 1 人ひとりに対し実質的にパーソナルな指導がなされている実態に変わりはなく、これに関して誤認を招く表示とは考えておりません。

以上の理由により、当社といたしましては、表示内容の修正は不要との立場に変わりはありません。

また、現行の表示が景品表示法に違反しているのご指摘についても、当社としてはそのような事実はないものと考えております。

当社は今後も、法令順守を徹底するとともに、消費者の皆さまに対して誠実かつわかりやすい情報提供に努めてまいります。

以上